

# 平成27年度 事業報告書

平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

特定非営利活動法人なんみんフォーラム

## 1 事業の成果

特定非営利活動法人なんみんフォーラム（FRJ）は設立より11年目を迎えた。2013年に事務所を移転し、シェルターもオープンさせてから3年目を迎え、収容代替措置に関する事業が継続されていることのみならず、対象空港が関西国際空港と中部国際空港まで拡大したことは大きな成果である。2015年は、2010年以来5年ぶりに、出入国管理政策とあわせて、難民認定制度の見直しの方向付けがなされる節目の年となった。FRJは、市民社会一般に向けてウェブやイベントを通して、政策の動きや現場の声を伝えたほか、定期会合や全国会議を開催し、難民支援団体間の情報共有や議論に力を入れ、様々な形でアドボカシーに取り組んだ。政府への働きかけとしては、まず2014年12月に第6次出入国管理政策懇談会へ提出された難民認定行政に関する専門部会（以下、専門部会）による報告書について、2015年7月、FRJは全国難民弁護団連絡事務所と共同で、『難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）』の具体的施策に関する市民社会の提言を法務大臣および法務省に提出した。これは、公平で透明性のある制度構築に向けて、専門部会報告書に基づく懸念点と必要な手続き保障について訴えたものである。同時期に、専門部会からの報告も踏まえて、法務省より第5次出入国管理基本計画（案）へのパブリックコメントが募集され、FRJは支援団体や一般の人々に向けてコメントの投稿を広く呼びかけた。9月、第5次出入国管理基本計画（以下、基本計画）に加えて、「難民認定制度の運用の見直しの概要について」（以下、見直し概要）が法務省より発表された。見直し概要においては、法務省は難民申請者のうち制度を濫用・誤用する事例が増えたことにより処理期間が長期化していると指摘した。その抑制策として、迅速処理の導入や申請中の就労制限の実施、難民認定再申請を行う際の事由の制限、これまで実施されてきた難民認定申請者の送還停止に例外を設置することなどを検討するとしており、難民申請手続きを適切に行うことの保障について懸念が残る。

2016年3月の民進党石橋通宏参議院議員による質問主意書への答弁書によれば、難民認定の手続きにおいて、2015年の一次審査の平均処理期間は約8.1ヶ月、難民申請から異議申し立てまでの平均処理期間は約35.3ヶ月であり、後者については難民認定を受けた者の平均処理期間が不許可となった者の平均処理期間を大きく上回っている。また、同議員は2015年8月にも質問主意書を提出し、その答弁書によれば、一次審査の処理期間については2012年以降、長期化を続けている。

12月の法務省入国管理局の発表によると、日本における2015年の難民申請者数は7,586人となり、過去最多となった。難民として認定された者の数は27人と前年より16人増加したが、人道的配慮により在留を認められたものは79人、庇護数は合計106人である。庇護数全体としては前年より14名減っており、難民保護の厳しさは続いている。

難民申請中の生活保障については法務省の制度見直しに含まれず、外務省予算で支給される「保護費」以外に難民申請者の生存を保障する公的施策がない状況や、保護費を受給できない者の生存保障をどうするのかについては具体策が挙っていない。保護費に繋がる間に、路上生活をするほどの困窮状態に陥ってしまう申請者も依然としてみられる。FRJは、会員団体が行う困窮する難民申請者への支援をサポートして支援規模を強化し、更には申請者の困窮状況の具体的把握ととりまとめに努め、昨年度に引き続き保護費に関する話し合いを外務省と行った。

2015年度の主な活動は以下の通りである。

### (1) 「収容の代替措置」プロジェクト

2014年3月のパイロットプロジェクト終了後、昨年度より継続されている本プロジェクトは、法務省および日本弁護士連合会との三者間で、プロジェクトの拡大が合意された。これにより、成田空港および羽田空港に加え、関西国際空港および中部国際空港に到着した難民申請者もプロジェクト対象となった。昨年度以前に来日した難民申請者の継続支援に加え、新たに成田空港に到着した2名の難民申請者について入国管理局より連絡を受け、法的支援の他、住居の提供と生活支援を実施した。また、法務省および日本弁護士連合会との三者協議会も引き続き開催され、協議を行った。

### (2) 難民申請者のための緊急シェルターの運営

「収容の代替措置」プロジェクトにおける難民申請者および、困窮する難民申請者のための緊急シェルターの運営を行った。5カ国11名に対し、延べおよそ44ヶ月間の住居の提供を行った。うち、「収容の代替措置」プロジェクトにおける難民申請者は5名であり、困窮する難民申請者は6名で、そのうちの3名は家族である。

### (3) 難民認定制度の運用の見直しに関する働きかけ

第6次出入国管理政策懇談会へ提出された難民認定行政に関する専門部会報告書に対し、全国難民弁護団連絡事務所と共同の提言書を、法務大臣および法務省に提出した。また、第5次出入国管理基本計画や「難民認定制度の運用の見直しの概要について」など、一連の政策動向を一般市民へ広く発信し、世論の活性化をはかった。

### (4) 困窮する難民申請者の支援事業

事業期間が2015年10月まで延長され、前年度に引き続き、庇護を求めて日本に到着したものの住居や生活費がないなど困窮状態にある難民申請者の支援を行った。ケースワークに加え、緊急一時支援としての生活費・交通費等の提供など、会員団体を通じて実施した。また今後の政策提言に向けて、支援ケースに関する集計を取り、困窮状態にある難民申請者の傾向などについてのデータのとりまとめに取り組んだ。

### (5) 保護費に関する意見交換

前年度に引き続き、難民申請者への支援に関して外務省および難民事業本部（RHQ）と意見交換を行った。難民申請者が直面する課題に基づきながら、前年度よりも具体化して要望事項や提案をとりまとめ、問題解決に向けた話し合いの場を持つことができた。前年度の会議で積み残された課題についても協議することが出来たが、その多くは更なる検討が必要と見られるため、FRJではワーキンググループを立ち上げ、各課題について具体的な検討を進めることとした。今後も、意見交換を継続するとともに、収集したデータに基づいて検討材料をより具体化し、より良い成果に繋げられるよう引き続き取り組んでいく。

### (6) 全国難民支援者交流会議の実施

難民支援協会からの委託事業として、10月および2月に全2回の全国会議およびワークショップを実施した。10月は見直し概要および法的支援をテーマに、2月は生活支援をテーマとした。首都圏、大阪、名古屋、九州より各会30名前後が参加し、情報共有および活発な議論が行われた。全国的なネットワークの強化にも繋がった。

### (7) 一般市民に向けたイベント等の開催

精神科医の野田文隆氏を迎え、2月に難民・難民申請者のメンタルヘルスについての講演会を開催し、また、難民・難民申請者が地域で孤立しがちである現状を踏まえ、事務所が位置する中野区で活動する個人・団体と協働しながら、イベント「なんみんカフェ」を開催した。イベントは、9月、11月、3月と中野区内で計3回開催し、いずれも満席となった。各会、難民・難民申請者をゲストに迎え、地域のコミュニティカフェより難民の出身地に沿った料理が提供された。難民・難民申請者の生活状況や社会的孤立が生まれる背景について理解を深める機会となり、中野区に居住・活動する個人や団体とのネットワークも強化された。今後も、地域、そして市民一人一人が草の根レベルで難民支援に携わる基盤づくりに取り組んでいく。

### (8) クラウドファンディング

難民家族の統合支援のため、昨年度3月からウェブ上で50万円の支援を募ったクラウドファンディングが4月に成功した。難民家族は無事来日を果たし、渡航準備費や来日直後の生活基盤作りを支援した。その後の生活も、支援団体が連携してサポートにあたった。また、11月にNPO法人難民自立支援ネットワーク（REN）へ子育て支援事業を委託し、クラウドファンディングによる支援金総額507,000円のうち、81,937円を委託金とした。

### (9) 国際社会との連携

4月末にカナダ・トロントで行われた国連難民高等弁務官事務所主催、国際拘禁連盟（IDC）及びオーク財団協力による、収容代替措置に関する円卓会議に参加した。また、6月には、FRJ会員団体がスイス・ジュネーブで開催された国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）主催の国際会合NGOコンサルテーションおよび第三国定住に関するUNCRC・政府・NGOによる三者協議会に参加した。アジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）とも引き続き情報交換を行い、海外との連携・協力体制を引き続き強化した。

### (10) 運営体制の強化

昨年度に引き続き、事務局へ恒常的にインターンを入れ体制を安定化させた。ウェブサイトやFacebookについては、更新頻度が上がったほか、アクセス解析結果に基づき改良に取り組み、クラウドファンディングを始め情報発進力に成果が見られた。安定した財政基盤は継続的課題であるが、ニュースレターの発行など、支援者との関係構築に取り組んだことにより、寄付額は昨年度より増額した。

### (11) その他

鶴見大学が実施する「難民申請者のための無料歯科診療」へ引き続き全面的に協力した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」(定款5条(1)に掲げる活動)	① NGOに対する情報提供等の支援事業(定期的開催される理事会、運営委員会、全国難民支援者交流会議、その他の会議体、およびメーリングリストを通じて、難民の状況、政府や他団体との対話等に関する情報の共有を行った。運営委員会は全4回、理事会は全8回開催した。	平成27年4月1日～平成28年3月31日	全国	FRJ会員 15団体	在日難民および難民申請者	458千円
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)	① FRJ会員団体を通じて実施される直接支援(各団体は、難民および難民申請者からの生活相談、法律相談に対応し、教育支援、住居提供、収容所訪問などのサービス提供を行った。必要に応じて会員団体間で連携・協力し、サービスの適正化、迅速化を図った。) ② 収容代替措置プロジェクト(法務省・日弁連との覚書きに基づく収容代替措置プロジェクトでは、空港に到着した難民申請者の収容を回避するため、法務省から連絡のあったケースへ収容代替措置の提供を実施した。) ③ 難民申請者のための緊急シェルター運営	平成27年4月1日～平成28年3月31日	全国	FRJ会員 15団体	在日難民および難民申請者	2,989千円

	<p>(収容代替措置によるケースや困窮する難民申請者へ緊急シェルターを提供した)</p> <p>④ 困窮者支援(ホームレスや困窮する難民申請者のための緊急支援事業を実施し、住居、物資の提供などの支援を行った。)</p> <p>⑤ 難民の家族統合支援(難民の家族統合のため、渡航準備費や来日直後の生活基盤作りを支援したほか、支援団体を通して生活上のサポートが実施された。)</p>					
<p>「庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)</p>	<p>① 法務省および日本弁護士連合会との三者協議会、外務省との意見交換会(法務省入国管理局・日弁連との覚書締結に基づく三者協議会を開催した。また、難民申請者の生活支援について、外務省と意見交換会を行った。)</p> <p>② 関係団体とのネットワーク強化(カナダ・トロントでの国連難民高等弁務官事務所主催の収容代替措置実施に関する円卓会議に参加した。また、6月には、スイス・ジュネーブで開催された国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)主催の国</p>	<p>平成27年4月1日～平成28年3月31日</p>	<p>国内外</p>	<p>FRJ 会員 15団体</p>	<p>在日難民および難民申請者</p>	<p>458千 円</p>

	際会合NGO コンサルテ ーションに参加 した。アジア 太平洋難民の 権利ネットワ ーク（APR RN）とも引 き続き情報交 換を行い、海 外との連携・ 協力体制を引 き続き強化し た。）					
「難民問題に 関するホーム ページ、機関 紙の発行、講 演会、報告 会、イベント等 による普及・ 啓発事業」 (定款5条(5) に掲げる活 動)	① イベントの開催(難 民・難民申請者のメン タルヘルスに関する講 演会を開催し た。地域レベルで の支援の輪の促進 のため、中野区で 全3回のイベント を開催した。地域 に居住・活動する 個人・団体と協働 したほか、イベント では難民当事者が 登壇し、自らのスト ーリーを語った。)  ② オンラインでの情報 発信強化(アクセス 解析に基づき、ウェ ブサイトおよび Facebook ページ の運営を行った。)	平成27 年4月1 日～平成 28年3 月31日	国内外	FRJ 会員 15団体	難民および難 民申請者	543千 円

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施 日 時	実 施 場 所	従事者 の人数	事業費の 金額 (千円)